別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書の交付期間　平成30年３月22日から平成30年６月４日まで
②　図面、仕様書等の交付期間　平成30年３月22日から平成30年６月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びにゴールデンウィーク（平成30年４月28日から平成30年５月６日まで）（以下、「休日」という。）を除く。）
③　申請書等の受付期間　（申請書及び一次審査に関する資料（技術提案以外））平成30年３月23日から平成30年４月２日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④　競争参加資格の通知及び一次審査に係わる結果通知　平成30年４月25日まで
⑤　技術提案及び入札の受付期間（二次審査）　平成30年６月１日から平成30年６月４日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
⑥　二次審査に係わる技術提案書の採否通知及び競争参加資格の有無の通知　平成30年７月４日まで
⑦　開札日時　平成30年７月17日10時00分
⑧　入札保証金の納付等の受付期間　平成30年４月26日から平成30年６月４日までの休日を除く毎日、10時から16時まで〔利付国債の提供の場合は平成30年５月23日まで〕

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hirokazu Tsukahara Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Owase Tunnel No. 3, Route 42 High-way
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 2 April 2018
⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 1 June 2018 to 4 : 00 P.M. 4 June 2018 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 1 June 2018 to 4 : 00 P.M. 4 June 2018 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 1 June 2018 to 4 : 00 P.M. 4 June 2018)
⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

資　　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成29年国土交通省告示第1196号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成29・30年度を有効期間とする厚生労働省の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 30 年 3 月 22 日

厚生労働省大臣官房会計課長　中村　博治

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　競争参加資格の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成29・30年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではない。

２　申請の場所及び時期

⑴　申請場所　競争参加資格の審査にあっては、次のとおり都道府県を単位にブロック分けしているので、本社（外国からの申請者にあっては日本国内の主たる営業所）所在地の都道府県に対応するブロック内の別記１に掲げる申請受付機関のいずれか１か所に対して、本社が申請すること。

（北海道ブロック）
北海道
（東北ブロック）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
（関東甲信越ブロック）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
（東海北陸ブロック）
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
（近畿ブロック）
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
（中国ブロック）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
（四国ブロック）
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
（九州沖縄ブロック）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　申請時期　平成30年４月１日から平成30年９月30日まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）とする。

３　申請の方法等

⑴　申請書の入手方法　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる申請受付機関で交付するほか、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/）にて提供する。

⑵　申請書の提出方法　申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。
ア　一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）（様式１）
イ　営業所一覧表（様式２）
ウ　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
エ　平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格審査における資格審査結果通知書の写し
オ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
カ　共同企業体等調書（様式３）（共同企業体として申請する場合）

⑶　申請書等の作成に用いる言語等　申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。

４　再認定の結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。